

利用できる子ども

◆対象児童

- 次の全ての条件を満たす子ども
- 津市内に居住する生後57日目から小学6年生までの子ども
- 病期中(入院治療を要しない場合に限る)や病気回復期の子ども
- 保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由で家庭での保育が困難な子ども

◆対象疾患

- 感冒、感染性胃腸炎など、子どもが日常かかる病気
- 麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどの感染症
- 気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- 外傷、火傷などの外科的疾患
- その他、医師が利用可能と判断した病気



利用までの流れ

①事前登録

事前に、利用施設で登録の手続きをしてください。原則、事前登録が必要ですが、利用申し込みと同時に登録することもできます。

登録に必要なもの

印鑑、健康保険証、医療費受給資格証(持っている人)、母子健康手帳、登録手数料1,000円

子どもが発病!

病気が回復してきたら

津病児デイケアルーム「ひまわり」

②利用予約

施設に電話で空き状況を確認し、予約をしてください。

利用の決定に「医師連絡票」が必要となる場合があります。詳しくは、予約時にお尋ねください。

津病後児保育室「HUG」

②利用予約

施設に電話で空き状況を確認し、予約をしてください。

③かかりつけ医師を受診

利用日の前日もしくは当日に、かかりつけ医師に「医師連絡票」を記入してもらってください。かかりつけ医師が「病気の回復期である」と判断した場合のみ利用できます。

③利用日当日

熱田小児科クリニックの窓口へお越しください。担当医師が診察により利用の決定をします。(2日目以降の利用についても同様)

④利用日当日

HUGの窓口へお越しください。担当看護師が医師連絡票と視診により利用を決定します。

- 利用日当日、「病児・病後児保育利用申請書」に必要事項を記入・押印し、利用申し込みをしてください。
- 子どものお迎えの際に、利用料などを施設に支払ってください。
- 利用期間中に症状が変化し、診療を受けた場合は保険診療による実費となります。
- 医師連絡票の記入には、費用が発生します。

必要な書類は各実施施設、子育て推進課、各総合支所市民福祉課(福祉課)にある他、津市ホームページからもダウンロードできます。

津市保育人材バンクの登録制度

常時勤務の有資格臨時保育士や看護師として勤務を希望する人を対象に、「津市保育人材バンク」への登録制度があります。

登録方法

津市ホームページからダウンロードできる「津市保育人材バンク登録申請書」に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、Eメールで子育て推進課(〒514-8611 住所不要、☎229-3167@city.tsu.lg.jp)へ



職種

◆保育士(有資格臨時保育士)

必要資格 保育士資格

業務内容 津市内公立保育園での保育業務

◆看護師(臨時看護師)

必要資格 看護師免許、准看護師免許

業務内容 津市内公立保育園での看護業務(身体測定、与薬、健康観察など)

※社会保険・雇用保険・労働災害保険の他、勤務に関する諸条件について、詳しくはお問い合わせください。